

介護保険制度改革に伴う新総合事業の創設について

背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、**介護費用の増大**や**介護人材の不足**が見込まれることから、介護保険制度を持続可能な制度とする必要がある。

内容

介護保険制度改革における重点化・効率化の取り組みとして、**平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施**する。

- 全国一律の要支援者の予防給付のうち訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、**多様なサービスを提供**するとともに、費用の効率化を図る。
- 住民主体の**介護予防活動を支援**し、地域づくりを推進する。

本市における検討状況

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において検討

- ・平成28年1月に実施案を示し、以降審議を重ね（分科会 3回、部会 3回）7月に了承を得た。

今後の対応

- 8月～9月 事業実施要綱及び事業者指定基準要綱の案を作成し、意見公募を実施。
- 10月～ 新たなサービスを実施する事業者の指定を開始

新総合事業の制度構成

介護保険制度

＜現行＞

＜移行後＞

介護給付 (要介護 1～5)

介護給付 (要介護 1～5)

予防給付
(要支援 1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

現行と同様

予防給付 (要支援 1～2)

事業に移行

全市町村で
実施

多
様
化

介護予防事業

- 一次予防事業
- 二次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス など
- 一般介護予防事業

包括的支援事業・任意事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業
- 生活支援体制整備事業 など

包括的支援事業・任意事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業
- 生活支援体制整備事業 など

地域支援事業

地域支援事業

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

○ 介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 必要度に応じた多様なサービスを提供

現 行

移行後

〔訪問型サービス〕

※生活援助とは、掃除・洗濯・買物・調理等

介護予防訪問介護

現行相当型

内 容：訪問介護員が身体介護、生活援助を実施
対 象 者：認知症の方、身体介護が必要な方等

(新) 基準緩和型

内 容：本市研修の修了者が生活援助を実施
対 象 者：「現行相当型」の対象者以外の方
報酬単価：「現行相当型」の75%程度

(新) 短期集中型

内 容：うつ予防・口腔・栄養のプログラム（3～6か月程度）
対 象 者：閉じこもりの方、口腔の機能向上や栄養改善の必要な方

〔通所型サービス〕

介護予防通所介護

現行相当型

内 容：3時間以上の食事・入浴等および機能訓練

(新) 基準緩和型

内 容：3時間未満の食事・入浴等または機能訓練
対 象 者：サービス利用開始時の慣らし利用、入浴のみの利用など
報酬単価：「現行相当型」の70%程度

(新) 短期集中型

内 容：運動・口腔・栄養のプログラム（3か月程度）
対 象 者：運動・口腔の機能向上、栄養改善の必要な方

○ 一般介護予防事業 ⇒ 住民主体の介護予防活動を推進

一次予防事業

再構築

一般介護予防事業

二次予防事業

いきいき百歳体操の普及を支援

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 など